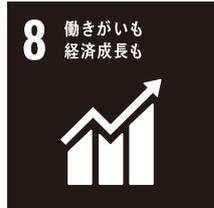


# 農業振興条例に基づく補助制度



市では、橋本市農業振興条例に基づき、橋本市産農産物のブランド強化や遊休農地の拡大防止、農業経営安定化などを支援し、市の農業を積極的に振興していくための補助制度を下記のとおり設けています。補助内容や条件など、詳しくは市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。  
【農林振興課】

## 農業および農村の振興への補助

### ▶ 紀州てまり等産地化事業補助金

県の「日本一の果樹産地づくり事業補助金」の事業採択を受けて実施する指定品種の改植などに対し、上乗せ補助を行います。

#### ● 補助率

県補助額の2分の1（限度額100万円）

### ▶ スマート農業等導入事業補助金

県の「次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金」の事業採択を受けて実施する施設栽培などの設備導入に対し、上乗せ補助を行います。

#### ● 補助率

県補助額の2分の1（限度額100万円）

## 担い手対策への補助

### ▶ 認定農業者基盤強化事業補助金

認定農業者等\*が、新たに取得した農業用償却資産に対して課税される固定資産税相当額を最大5年間補助します。

#### ● 補助額 対象となる固定資産税相当額 （限度額50万円）

※認定農業者等…橋本市認定農業者、橋本市認定新規就農者、基本構想水準到達者（認定農業者OB）、集落営農組織など市が認定した農業者

### ▶ 農業法人化事業補助金

認定農業者等が、農業経営を強化するため、新たに法人化した農業者に補助を行います。

#### ● 補助額 40万円

### ▶ 収入保険・果樹共済加入事業補助金

農業経営収入保険・果樹共済へ加入する経費の掛捨部分を補助します。

#### ● 補助率 3分の1

## 農地の有効活用への補助

### ▶ 農地集積推進事業補助金（初年度のみ）

農地中間管理機構を通じて5年以上継続して農地を借用した場合に補助します。

#### ● 補助額 10アール当たり2万円

### ▶ 有害鳥獣被害対策事業補助金（市単独事業）

有害鳥獣被害防止のため、農地に設置する防護柵設置費用（県補助対象外）を補助します。

#### ● 補助率 3分の1（限度額15万円）

#### ● 募集期間 6月1日(木)～10月31日(火)

※過去に県の補助を受けたものの更新や、独立した農地に防護柵を設置する場合などが対象です。

## 収益性の高い農業推進への補助

### ▶ 農産物産地化事業補助金

市が取り組む農産物産地化事業に連携し、法律に基づき設立された農業組織などが行う生産強化のための設備投資に対し、補助を行います。

#### ● 補助率 3分の2

### ▶ 農産物加工設備導入事業補助金

農業者が生産した農作物を加工品にするための施設および機械の整備費用を一度のみ補助します。

#### ● 補助率 2分の1（限度額100万円）

※柿の加工施設、サツマイモの乾燥機械、野菜や梅などを使った調理施設などが対象です。



● 申込期間 令和6年1月31日(水)まで（有害鳥獣被害対策事業補助金を除く）

※年度内の事業完了が必要です。

● 申し込み・問い合わせ  
農林振興課 ☎33-6113